

平成27年4月30日

ハピライズ株式会社
代表取締役 吉澤 信男 様

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫
〒920-0362
金沢市古府2丁目189番
TEL: 076-259-5962



申 入 書

当法人は、石川県金沢市に事務所を置き、消費者被害の未然防止・被害救済のため、事業者の不当な事業活動に対する差止め請求等を行うことを目的として設立された団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

- 1 「サンマリエ会員規約（イマリー）」（以下「規約」という。）第7条のうち、「この場合、入会時の費用の返金はいたしません。」との規定を削除することを求めます。
- 2 規約第8条のうち、「その行為が悪質であると判断した場合」との規定を削除することを求めます。
- 3 「サンマリエ【イマリー】契約概要書面」（以下「概要書面」という。）のうち、初期活動費用（プロフィール作成費用 3万2400円、管理費用 6万4800円）を入会時の費用として徴収する旨の規定を削除することを求めます。

第2 申入れの理由

- 1 規約第7条について
規約第7条では、除名処分となった場合、「入会時の費用は返金いたしません。」と規定されています。これは、損害賠償額の予定（民法420条）

に該当します。他方、「除名処分となった会員が当社に損害を与えた場合は、その会員に対して損害賠償請求ができるものとします。」とも規定されています。

すなわち、御社は除名処分となった会員から、損害賠償額の予定である既払金を徴収するとともに、重ねて損害賠償を徴求することができ、事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えて、損害賠償金を徴求することとなるため、平均的な損害額を超える部分は無効となります（消費者契約法9条1号）。

したがって、規約第7条のうち、「この場合、入会時の費用の返金はいたしません。」との規定を削除することを求めます。

2 規約第8条について

規約第8条では、同条1号乃至14号に違反した場合で、①「その行為が悪質であると判断した場合」また②「当社に損害を与えた場合」は損害賠償請求を行えると規定されています。

このうち、①「その行為が悪質であると判断した場合」については、御社に対して損害が発生しない場合であっても、行為が悪質であれば損害賠償請求を行えることとなります。これは、民法415条が適用される場合に比し、消費者の義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり無効となります（消費者契約法10条）。

したがって、規約第8条のうち、「その行為が悪質であると判断した場合、また」との規定を削除することを求めます。

3 概要書面の初期活動費用について

概要書面では、入会時に初期活動費用としてプロフィール作成費用3万2400円、管理費用6万4800円が徴収されると規定されています。そして、プロフィール作成費用及び管理費用は、ログインIDとパスワードが発行された時点で、返金がなされることとなっています。

特定継続的役務提供契約が解除されたときは、特定継続的役務の提供開始前である場合、役務の提供を受ける者に対して、3万円を超えて請求することはできません（特定商取引に関する法律49条2項2号、特定商取引に関する法律施行令16条）。御社の概要書面によると、交際やお見合いを希望する相手会員の紹介、取次ぎがなされる前に契約を解除した場合であっても、12万9600円を会員から徴収することとなり、3万円を超える部分については、無効となります（消費者契約法10条）。

したがって、概要書面のうち、初期活動費用（プロフィール作成費用3万2400円、管理費用6万4800円）を入会時の費用として徴収する旨の規定を削除することを求めます。

以上